

雇用だより

平成23年11月号

岩船郡村上市雇用対策協議会
ハローワーク村上

第2回雇用対策協議会理事会を開催しました

10月21日（金）夕映えの宿 汐見荘において、今年度2回目の理事会が開催され、次の議題について審議、承認をいただきました。

- (1) 会員退会の承認について
- (2) 本年度の中間の事業経過報告・収支決算報告について
- (3) 会員研修「中間管理者向け研修」について
- (4) 新入社員セミナーについて
- (5) 11/2、市主催「企業懇談会」への対応、意見要望について
- (6) その他

今年度の中間管理者向け研修につきましては、内容をより充実させ、1月13日（金）・2月8日（水）の2回の日程で実施します。1回目のセミナー終了後振り返り期間をおき、2回目のセミナーにおいてより理解を深める構成とします。

また、1回目と2回目の研修の間につきましても、研修生をフォローできる環境整備も行います。

詳しい内容につきましては、同封の案内をご覧ください。多数の会員企業の方の参加をお待ちしています。（定員の関係で参加者人数の調整をお願いする場合があります）

新入社員セミナーにつきましては、11月7日（月）に第3回理事会を開催し、業者2社によるプレゼンテーションを行い、より充実した内容で24年3月26、27日に開催できるよう準備を進めています。こちらにつきましては、来年1月に詳細をご案内させていただきます。ご期待下さい！（日程のみ確定です。会場はふれあいセンターです。）

「新潟県最低賃金が改定されました！」

新潟県の最低賃金が「681円」から「**683円**」に改定されました。

最低賃金引き上げを支援する「業務改善助成金」が創設されています。

詳しいことは、新潟労働局賃金課、025-234-5924 までお問い合わせ下さい。

ハローワーク村上学卒担当窓口から

平成24年3月新規高卒者就職内定状況について

平成24年3月新規高卒者の採用選考が9月16日より開始されました。

皆様のご理解とご協力をいただき、管内の新規高校卒業予定者の求人につきましては、昨年を10人上回る101人の求人を受理することができました。管外求人がほぼ昨年度なみとなったことから、全体では9.4%の増加となっています。景気情勢が厳しい中、中長期的な視点からご採用を検討いただきました事業主の皆様にご感謝申し上げます。

一方、管内高校卒業予定者の内定状況等では、就職を希望する生徒（縁故・公務員等を除く）は59人（昨年度比で22人減）で、そのうち9月末までに就職が内定した生徒は22人（昨年度比で5人減）となっています。

その後、進路の変更などで就職希望する生徒は57人と2人減少し、就職内定者も増加したことから、10月末現在の就職内定率は66.7%と昨年同時期と比較し8.4%向上していますが、例年と比較しますと厳しい状況は継続しています。今後につきましても、経済的事情等から、進学から就職に進路を変更する生徒も想定されます。引き続き新卒者の求人確保にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成24年3月新規高校卒業予定者職業紹介状況(平成23年10月31日現在)

区分		合計	男	女	前年同月	増減数	増減率
項目							
求職者数		57	33	24	72	▲15	▲20.8
求人	合計	175			160	15	9.4
	管内	101			91	10	11.0
	管外	33			29	4	13.8
	県外	41			40	1	2.5
就職	合計	38	21	17	42	▲4	▲9.5
	管内	25	15	10	28	▲3	▲10.7
	管外	11	5	6	11	0	0.0
	県外	2	1	1	3	▲1	▲33.3
求人倍率		3.07			2.22		※ 0.85
就職内定率		66.7%	63.6%	70.8%	58.3%		※ 8.4
県内就職率		94.7%	95.2%	94.1%	92.9%		※ 1.8

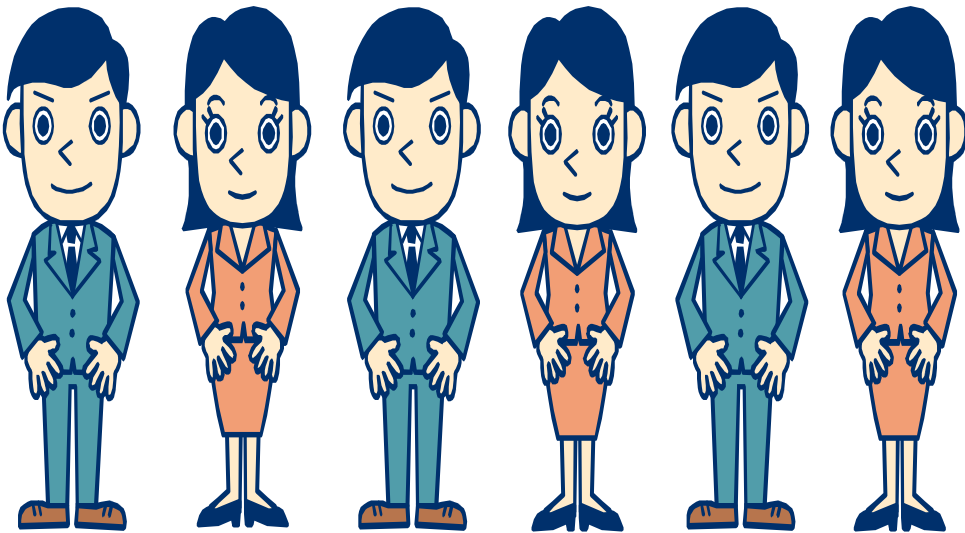
注) ※印はポイントで増減を表示 就職内定率＝就職数／求職者数 県内就職率＝就職数(管内+管外)／就職総数
学校訪問などを通じてハローワークが把握している数値。正式な数値と異なる場合があります。

前年同月は22年10月末現在の数値を使用

事業主の皆さまへ

雇用を増やした企業に対する 税制優遇制度が創設されました

従業員数の増加1人あたり **20万円** の税額控除を受けられます



- ◆ 「雇用促進計画」をハローワークに提出し、**1年間で5人以上（中小企業は2人以上）、かつ、10%以上**従業員数を増加させた事業主に対する**税制優遇制度**が創設されました。
従業員数の増加1人当たり20万円の税額控除が受けられます。

※ 税額控除を受けるためには、従業員数の増加のほかにも一定の要件を満たす必要があります（裏面をご覧ください）。



1 税制優遇制度の概要

- ◆ **平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まる**いずれかの事業年度（以下「適用年度」といいます。）（※1）において、雇用者増加数5人以上（中小企業は2人以上）、雇用増加割合（※2）10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除（※3）が受けられます。

※1 個人事業主の場合は、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの各暦年

※2 雇用増加割合 = $\frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}}$

※3 当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度になります

2 税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- ◆ 青色申告書を提出する事業主であること
- ◆ 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- ◆ 適用年度に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を5人以上（中小企業の場合は2人以上）、かつ、10%以上増加させていること
- ◆ 適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額（※1）以上であること
- ◆ 風俗営業等（※2）を営む事業主ではないこと

※1 比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額 + 前事業年度の給与等の支給額×雇用増加割合×30%

※2 風俗営業及び性風俗関連特殊営業

3 事務手続

1. 事業年度開始後2カ月以内（※1）に、目標の雇用増加数などを記載した雇用促進計画を作成し、ハローワーク（※2）へ提出してください。
▶ハローワークが、従業員の新規採用を支援します。
2. 事業年度終了後2カ月以内（個人事業主については3月15日まで）に、ハローワーク（※2）で雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。確認を求めてから返送まで約2週間（4～5月は1カ月程度）を要しますので、確定申告期限に間に合うようご注意ください。
3. 確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

※1 なお、平成23年4月1日から8月31日までの間に事業年度を開始する事業主の場合には、10月31日までに提出してください。

※2 事業主の主たる事業所（連結納税制度を適用している法人の場合は、連結親法人の主たる事業所）の所在地を管轄するハローワークを指します。

雇用促進計画の作成・確認などについては、本社・本店を管轄する労働局又はハローワークまで、税額控除制度については、最寄りの税務署までお問い合わせください。